

聖籠町公営企業告示第5号

聖籠町公共下水道区域外流入の取扱いに関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月18日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町公共下水道区域外流入の取扱いに関する告示の一部を改正する告示

聖籠町公共下水道区域外流入の取扱いに関する告示（平成22年聖籠町公営企業告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

「

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、聖籠町長に異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

また、上記の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、新潟県知事に審査請求することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ることなく、審査請求することができます。

ア 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。

イ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (2) この処分について不服のあるときは、処分があったことを知った日から起算して6箇月以内（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内、処分についての審査請求も行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分について取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

」

「

- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、聖籠町長に審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分について不服のあるときは、処分があったことを知った日から起算して6箇月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、聖籠町を被告（訴訟においては町長が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの処分について取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の聖籠町公共下水道区域外流入の取扱いに関する告示に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。